

法律にとらわれず
自由な解決策を
作り出します

調停センターの最大の特徴は、最終的にどのようにするのかを、調停人ではなく、当事者同士が決定するという事です。法律にとらわれず自由な解決策を模索し、作り出していくことができます。
相手との人間関係を壊したくない場合や少額の争いごと、トラブルがいくつも絡み合っている場合などの解決に向いています。

司法書士から
選ばれた調停人が
サポートします

トラブルの渦中にいると感情的になり、話し合いが平行線で終わってしまうケースが少なくありません。調停センターでは「話し合いの場」を支えるため司法書士から選ばれた調停人が、「公平・公正・中立」な立場で同席し、円滑な話し合いに向けサポートします。

千葉司法書士会へのアクセス



電車の場合

JR西千葉駅より徒歩12分
京成西登戸駅より徒歩8分
千葉みなと駅より徒歩15分

お車の場合

国道14号線登戸4丁目交差点を木更津方向に向かって右折し、約100メートル先右側(但し、駐車場はございません。西千葉近くの有料駐車場をご利用ください)

千葉司法書士会調停センター

〒261-0001
千葉市美浜区幸町2-2-1 千葉司法書士会館
TEL. 043-246-2666
URL. <http://chiba.shihoshokai.or.jp>



かいけつサポート
認証紛争解決サービス

認証年月日/平成23年3月9日 認証番号/第90号

千葉司法書士会調停センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づき、話し合いにより紛争の解決をめざす法務大臣の認証を受けたセンターです。

もっと、きっと、話せばわかる

話し合い という選択。



千葉司法書士会調停センター
☎043-246-2666

千葉司法書士会 調停センターって どんなところ?



千葉司法書士会調停センターは、千葉県内すべての司法書士が加入する千葉司法書士会が設置した機関です。さまざまなトラブルを抱えた方が、「話し合いによる解決」を望まれるとき、司法書士が同席する調停手続を実施することで、トラブルの解決をサポートいたします。

こんなとき
裁判所に行く前に
調停センターを利用して
話し合ってみませんか?

事案例

- 家賃が払えずに立ち退きを要求された
- 友人に貸したお金が返ってこない
- ご近所の飼い犬にかまれてけがをした
- 事故で車を壊されたので弁償してほしいなど

「短期間に何度も話し合いたい…」
「話し合う日が平日だとちょっと無理…」
「場所が自由に決められたら便利なのに…」
という場合にもまずご相談ください。
(申込相談は無料)

